

私たち相談支援員はご本人の支援者です。
指導者ではありません。
出来ない事もあるので一緒に考えていきましょう。

例えば・・・

契約、同意

サービス利用等に必要な
契約や同意をすることが
出来ません。

管 理

お金や鍵など大切なものの
管理は出来ません。

本人以外の支援

ご家族など、ご本人以外
の支援は出来ません。

直接支援

入浴や排泄の支援、食事を
作ったり等の支援を行うこ
とは出来ません。

代 行

ご本人の代わりに買い物や
銀行に行ったりは出来ませ
ん。



お問い合わせは？

備前市障がい者福祉係 （0869-64-1824）

和気町介護福祉課福祉係 （0869-93-3681）

備前市・和気町の相談支援事業所一覧

- ・地域生活支援センターパレット ・備前多聞荘相談支援事業所
- ・ひなた相談支援事業所 ・こども発達相談支援事業所ぱすてる
- ・東備地域生活支援センターふらっと ・サポートセンター藤
- ・相談支援事業所あかり

令和7年4月
発行：東備地域自立支援協議会 相談連絡会

私たちは**相談支援専門員**です。
障がいのある人のその人らしい暮らしを
チームで支えていきます！！

相談

本人とその家族の困りごとや
希望を聞いて支援します

調整

福祉サービスの利用ができるように、
事業所紹介や計画作成などの支援を
します

連携

病院、事業所、学校などの
機関と一緒に協力して、希望が
実現できるようにサポートします



相談支援専門員は、障がいのある人が、さまざまなサービスを利用しながら、地域の中で
その人らしい暮らしを続けていくために、ご本人を中心に、家族、支援者、行政などと
ネットワークを構築し、ご本人の望んでいることは何か、どんな手立てが必要か一緒に考
えていきます。ご本人やご家族等に寄り添いながら、必要な支援の総合的な計画書（サー
ビス等利用計画）を作成し、その計画にそって一体的・総合的なサービス提供を確保する
ことが、私たち相談支援専門員の役割です。



子どもの
発達が
気になるなあ

外出が
不安だなあ

一人
ぐらしに
挑戦したい

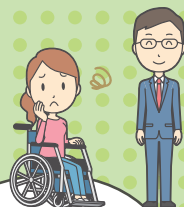
仕事の
ステップアップを
したい

サービスの
回数を
考えたい

定期的に
話をきいて
ほしい

ひとりで悩んでいませんか？

市役所で
申請



スランを
お願いします

契約

解りました
作成しますね。

相談支援専門員がいる
事業所と契約します。

相談支援専門員が
ご自宅に伺わせて
いただきます。

サービス
計画案の
作成



私たち
相談支援専門員に

まずは相談してください

障害福祉サービス受給者証	
受給者証番号	000000xxxx
居住地	岡山県△△△□□×××番地
フリガナ氏名	〇〇 〇〇
生年月日	平成××年×月×日
フリガナ氏名	
生年月日	
障害種別	① 2 3 4 5
交付年月日	令和××年×月×日
支給市町村名及び印	〒×××××××× △△△□□□×××番地 △△△ (××××××) 電話 0868-××-××××

支給決定されると
受給者証がとどき
ます。

サービス
が決まる



関係者との
会議



必要であれば計画の見直し
Yes? No?



利用状況の確認



サービス計画
の実施



サービス計画
の同意



相談支援専門員が
サインを頂きに
あがります。